

■【PBS 給与】定額減税対応に関する Q&A その1

PB システム給与は、令和 6 年度「定額減税」に対応しています。よくあるご質問のうち、各社員の源泉所得税における減税額を調整・確定させる「減税対象社員リスト」の操作に関するものをご紹介します。

「定額減税」対応について、詳しくはサポートページに掲載しております。

NMCサポート



トピックス
～【Q&A】令和 6 年 定額減税

Q. 減税対象社員リストの配偶者欄が「対象」となる「配偶者」の条件は？

A. 社員マスタにおいて「配偶者：あり」、「非居住者区分：非該当」（国内居住）となっている配偶者です。



定額減税の対象となる要件「合計所得 48 万円以下」による判定は行われません。
リストアップされた配偶者について、必ず適用可否の確認・調整を行って下さい。

Q. 減税対象社員リストの扶養親族欄の「人数」に反映される「扶養親族」の条件は？

A. 社員マスタにおいて以下の設定になっている方です。
非居住者区分が [非該当] である / 控除計算区分が [対象] である



上記いずれにも該当していれば、例えば以下のように 16 歳未満の扶養親族の場合も、減税対象社員リストでは [扶養親族=1 人] と判定されます。

	扶養親族名	続柄		区分			
	(フリガナ)	扶養親族生年月日		扶養	...	非居住者	控除計算
1	中野 二郎	長男		非該当	...	非居住者	控除計算
	カノ ジョウ	平成	29 年 5 月 1 日			非該当	対象

Q. 配偶者や扶養親族を追加（あるいは変更・削除）したが、リストに反映されません。

A. 減税対象社員リストにおいて [F2OK] が実行された後で、社員マスタで追加等を行ったためです。



減税対象社員リストに“再集計”にあたる機能はありません。社員情報を変更した場合は、減税対象社員リストの内容も必ず確認・変更して下さい。



少しでも操作に迷ったら、いつでもサポートセンターへお問い合わせください。